

大分県報

平成三十一年
第三〇六九号
三月二十二日

(金曜日)

目次

告示

- 救急病院等の認定.....一
- 大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出(六件).....一
- 家畜検査の実施.....六
- 漁業災害補償法による特定かき養殖業の一定の区域.....六

○告示

大分県告示第百三十二号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の医療機関を消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として認定した。

平成三十一年三月二十二日

大分県知事職務代理者
大分県副知事 二日市 具正

救急病院・救急診療所の別	名称	所在地	認定期間
--------------	----	-----	------

救急病院	医療法人大分記念病院	大分市羽屋九組五	平三一・三・一から 平三四・三・一〇まで
------	------------	----------	-------------------------

大分県告示第百三十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項に

平成三十一年三月二十二日

において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成三十一年三月二十二日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二日市 具正

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ桜坂店

大分市大字牧字井ノ平千三十番一号 外

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所
マックスバリュ九州株式会社

代表取締役社長 佐々木 勉

福岡県福岡市博多区大井二丁目三一

- 3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 マックスバリュ九州株式会社

代表取締役 柴田 英二

変更後 マックスバリュ九州株式会社

代表取締役 佐々木 勉

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

福岡県福岡市博多区大井二丁目三一

変更前 マックスバリュ九州株式会社

代表取締役 柴田 英二

変更後 マックスバリュ九州株式会社

代表取締役 佐々木 勉

福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目十三番二十一

代表取締役 佐々木 勉

福岡県福岡市博多区大井二丁目三一

- 4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大分県報(告示)

- (1) 平成二十六年五月二十三日（代表者変更）
- (2) 平成三十年十一月十二日（住所変更）
- (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

二 届出年月日

- (1) 平成二十六年五月二十三日（代表者変更）
- (2) 平成三十年十一月十二日（住所変更）

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成三十一年三月二十二日から平成三十一年七月二十二日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十一年七月二十二日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第百三十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成三十一年三月二十二日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二 日 市 具 正

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ南下郡店

大分市大字下郡字国境三千二百六十番十一 外二筆

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所
マックスバリュ九州株式会社
代表取締役社長 佐々木 勉
福岡県福岡市博多区大井二丁目三十一

3 変更した事項

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 マックスバリュ九州株式会社

代表取締役 柴 田 英 二

変更後 マックスバリュ九州株式会社

代表取締役 佐々木 勉

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 マックスバリュ九州株式会社

代表取締役 柴 田 英 二

変更後 マックスバリュ九州株式会社

代表取締役 佐々木 勉

福岡県福岡市博多区大井二丁目三十一

4 変更の年月日

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 平成二十六年五月二十三日（代表者変更）

(2) 平成三十年十一月十二日（住所変更）

- (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 平成二十六年五月二十三日（代表者変更）

(2) 平成三十年十一月十二日（住所変更）

二 届出年月日

平成三十一年二月二十日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成三十一年三月二十二日から平成三十一年七月二十二日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十一年七月二十二日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第百三十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成三十一年三月二十二日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二 日 市 具 正

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ大在店

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社カーリーノ

代表取締役 馬 場 英 治

熊本県熊本市中央区安政町一番二号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 マックスバリュ九州株式会社

代表取締役 柴 田 英 二

福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目十三番二十一号

変更後 マックスバリュ九州株式会社

代表取締役 佐々木 勉

福岡県福岡市博多区大井二丁目三一

4 変更の年月日

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(一) 平成二十六年五月二十三日（代表者変更）

(二) 平成三十年十一月十二日（住所変更）

二 届出年月日

平成三十一年二月二十日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成三十一年三月二十二日から平成三十一年七月二十二日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十一年七月二十二日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第百三十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成三十一年三月二十二日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二 日 市 具 正

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ別府上原店

別府市上原町三千百九十六番 外一筆
2 届出者の氏名又は名称及び住所
マックスバリュ九州株式会社
代表取締役社長 佐々木 勉

福岡県福岡市博多区大井二丁目三一
3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗の名称
変更前 (仮称) マックスバリュ別府上原店
変更後 マックスバリュ別府上原店

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前 マックスバリュ九州株式会社
代表取締役 柴 田 英 二
福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目十三番二十一号
変更後 マックスバリュ九州株式会社
代表取締役 佐々木 勉

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前 マックスバリュ九州株式会社
代表取締役 柴 田 英 二
福岡県福岡市博多区大井二丁目三一

変更後 マックスバリュ九州株式会社
代表取締役 佐々木 勉
福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目十三番二十一号

4 変更の年月日
福岡県福岡市博多区大井二丁目三一

(一) 大規模小売店舗の名称
平成二十五年三月十四日

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者

の氏名

(1) 平成二十六年五月二十三日（代表者変更）
(2) 平成三十年十一月十二日（住所変更）

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 平成二十六年五月二十三日（代表者変更）
(2) 平成三十年十一月十二日（住所変更）

二 届出年月日
平成三十一年二月二十日

三 関係書類の縦覧
1 縦覧期間

平成三十一年三月二十二日から平成三十一年七月二十二日まで
2 縦覧場所
大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県東部振興局

四 その他
法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十一年七月二十二日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第百三十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成三十一年三月二十二日

大分県知事職務代理者
大分県副知事 二 日 市 具 正

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ佐伯駅前店

佐伯市佐伯駅前一丁目六番二十七号

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社カリノ

代表取締役 馬 場 英 治
熊本県熊本市中央区安政町一番二号

- 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 マックスバリュ九州株式会社

代表取締役 柴 田 英 二

福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目十三番二十一号

変更後 マックスバリュ九州株式会社

代表取締役 佐々木 勉

福岡県福岡市博多区大井二丁目三一

- 4 変更の年月日

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(一) 平成二十六年五月二十三日(代表者変更)

(二) 平成三十年十一月十二日(住所変更)

- 二 届出年月日

平成三十一年二月二十日

- 三 関係書類の縦覧

- 1 縦覧期間

平成三十一年三月二十二日から平成三十一年七月二十二日まで

- 2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び南部振興局

- 四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十一年七月二十二日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者

は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第三百三十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成三十一年三月二十二日

大分県知事職務代理人

大分県副知事 二 日 市 具 正

- 一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ湯布院店

由布市湯布院町川上二千九百二十四―一

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所

共立地所株式会社

代表取締役 片 山 隆 之

福岡県福岡市中央区薬院四丁目一番十号

- 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

変更前 福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目十三番二十一号

変更後 福岡県福岡市博多区大井二丁目三番一号

- 4 変更の年月日

平成三十年十一月十二日

- 二 届出年月日

平成三十一年三月四日

- 三 関係書類の縦覧

- 1 縦覧期間

平成三十一年三月二十二日から平成三十一年七月二十二日まで

- 2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課

- 四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十一年

年七月二十二日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。
 なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第百三十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり家畜の検査を実施する。

平成三十一年三月二十二日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二日市 具 正

一 実施の目的
 家畜の伝染性疾病のうち、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、牛海綿状脳症及び家きんサルモネラ感染症の発生予防のため
 二 検査の別、実施する区域、実施の対象となる家畜の種類及び範囲、実施の期日並びに検査方法

検査の別	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ブルセラ病検査	県下全域	家畜保健衛生所長が必要と認めたる牛	平三一・四 一から平 三二・三・ 三一までの 間において 家畜保健衛 生所長が指 定する日	家畜伝染病予 防法施行規則 （昭和二十六年 農林省令第三十 五号）第九条の 規定による方法
結核病検査	〃	家畜保健衛生所長が必要と認めたる牛	〃	〃
ヨーネ病検査	〃	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びそのために県外から導入する雌牛並びに家畜保健衛生所長が必要と認めたる牛	〃	〃

牛海綿状脳症検査

家きんサルモネラ感染症検査
 （農林水産省令で定める病原体によるものに限る。）

実施区域内で飼育されており、月齢が満九十六月以上で死亡した牛の死体、月齢が満四十八月以上で生前に歩行困難、起立不能等であった牛の死体及び月齢が零月以上で生前に農林水産大臣が指定する症状を呈していた牛の死体（地理的条件等により当該検査を行うことが困難である場合として農林水産省令で定める場合を除く。）

実施区域内で飼育されている種鶏、種鶏の候補鶏及び種鶏と同群の鶏

臨床検査、細菌学的検査及び血清学的検査

大分県告示第百四十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の三第一項第二号の規定により、平成三十一年三月二十二日に次のとおり特定かき養殖業の一定の区域を定めた。

平成三十一年三月二十二日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二日市 具 正

法第百二十五条の二に掲げる養殖業
 特定かき養殖業

加入区の名称

区域

佐伯特定かき加入区

大分県漁業協同組合佐伯支店の地区